

議案第81号

武藏野市立かたらいの道市民スペース条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立かたらいの道市民スペース条例の一部を改正する条例

武蔵野市立かたらいの道市民スペース条例（平成22年3月武蔵野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(指定管理者が行う業務) 第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) <u>(2) 市民スペースの使用料の減額又は免除に関する業務</u> (3) (略) (4) <u>前3号に掲げるもののほか、市民スペースの管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u>	(指定管理者が行う業務) 第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略)  <u>(2) (略)</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市民スペースの管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u>	号の削除  号の繰上げ 号の繰上げ及び字句の改正
(使用の承認) 第6条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。	(使用の承認) 第6条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業 <u>（指定管理者が行う事業にあっては、市長が認めるものに限る。）</u> で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。	字句の追加
(使用料の減免) 第9条 指定管理者は、特に必	(使用料の減免) 第9条 <u>市長は、特に必要があ</u>	字句の改正

要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	ると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	
-----------------------------------	--------------------------------	--

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

指定管理者が行うことができる業務を変更するほか、所要の改正をするものである。